

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社 保険審査サービス

社員が男女ともに仕事と子育てを両立させることができ、また女性の採用を増やし、男女問わず社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮して職業生活において活躍できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

(1) 女性の活躍推進に関する取組みについて

目標：採用する調査員全体に対する女性の割合を10%以上にして、女性社員の有給休暇の取得率を、年10日以上、かつ男性と同等以上にする。

<実施時期・取組内容>

- 2025年 4月～ 求人の検討（ポジティブアクション）
- 2025年 4月～ 定期的な社内通知、管理者への呼び掛け等、有給休暇取得促進の啓発を行う
- 2025年 6月 管理職に対して、労基法、男女雇用機会均等法及びハラスメント防止等に関する講義を実施し、コンプライアンスの徹底とともに女性の活躍推進に関する意識向上を図る

(2) 次世代育成支援対策について

目標：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートし、男性社員の育児休業取得率を30%、平均1か月以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2025年 4月～ 「育児・介護休業等に関する規則」を改定し、男性社員が育児休業をしやすい環境を整備し、社内イントラネットにおいて、諸制度を掲載
- 2025年 5月 全社員を対象として、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 2025年 6月 全管理職を対象として、男性部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う（毎年1回実施）
- 2025年 6月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始